

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 固定資産税・都市計画税の軽減について

対象

令和2年2月から10月までの連続する任意の3ヵ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合）

※ただし、大企業の子会社等は対象外となります。

軽減の対象

・設備等の償却資産に対する固定資産税 ・事業用家屋に対する固定資産税と都市計画税

※事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

軽減率

令和2年2月から10月までの連続する任意の3ヵ月間の事業収入の減少率が

- ・50%以上：全額軽減
- ・30%以上50%未満：2分の1軽減

申請の手続き

- ①申告書の「1 事業収入割合について」「2 特例対象資産について」に記入し、必要書類を用意し認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください
- ②認定支援機関等が必要書類を確認し「認定経営革新等支援機関等確認欄」に記名・押印してください
- ③認定支援機関等の確認を得た申告書および提出した書類の写しを添付し、令和3年2月1日（月）までに大和郡山市へ申告してください

※この特例の申告には、事前に必ず認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。

確認を受けていない（認定経営革新等支援機関等の記名・押印がない）ものについては、軽減措置を適用できません。

必要書類

1. 申請書（原本） 申告書の様式は大和郡山市税務課のHPからダウンロードしてください
 2. 収入が減少していることがわかる書類（会計帳簿、青色申告決算書（写）、試算表等）
 3. 特例対象家屋の事業用割合がわかる書類（青色申告決算書等）
 4. 「収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合」、猶予の金額や期間等を確認できる書類
- ※2～4は認定支援機関等に提出した書類と同じもの（写し可）

申請期限

令和3年2月1日（月）※償却資産申告書と一緒に提出してください。

◆認定経営革新等支援機関とは

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。なお、認定経営革新等支援機関等には、認定を受けていない税理士も含まれません。認定されている支援機関等の詳細は「中小企業庁」または「金融庁」のHPで確認してください。

参考サイト

- ・市ホームページ：<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/life/tax/kotei/006118.html>
- ・中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>
- ・金融庁：<https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>

申請窓口

税務課固定資産税第1・第2係 内線284～287

— 廣 告 欄 —